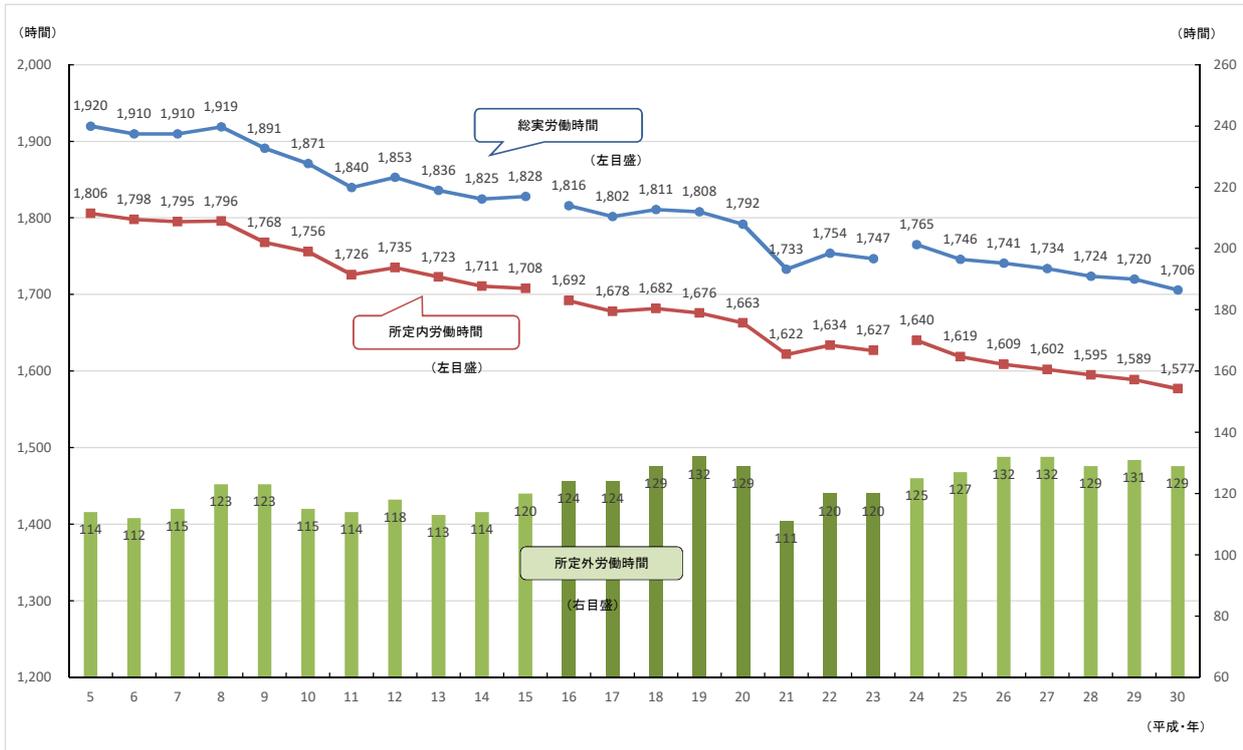


## 論点に関する統計調査

- 1 年間総労働時間の推移（パートタイム労働者を含む。）
- 2 月末1週間の就業時間別の雇用者の割合及び雇用者数
- 3 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（性・年齢層別）
- 4 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合
- 5 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合
- 6 「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容（平成29年）

# 1. 年間総労働時間の推移（パートタイム労働者を含む。）

（厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1. 事業場規模5人以上、調査産業計

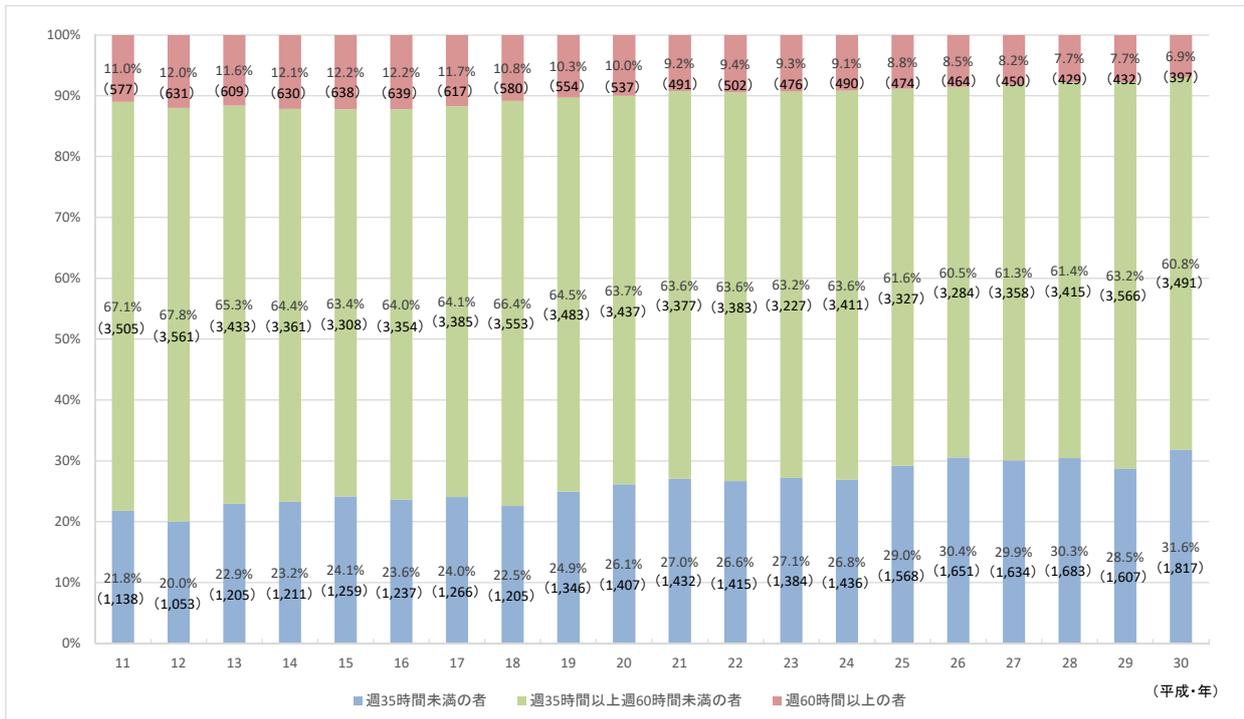
2. 総実労働時間及び所定内労働時間の年換算値については、各月平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。

所定外労働時間数については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出。

3. 平成24（2012）年以降の数値は東京都の「500人以上規模の事業場」について復元して再集計した値（再集計値）、平成23年（2011）年以前は従来公表してきた値（従来の公表値）より求めた。なお、平成16（2004）年から平成23年までの数値は、東京都の「500人以上規模の事業場」について復元が行われていないものであることに留意。

## 2. 月末1週間の就業時間別の雇用者の割合及び雇用者数

(厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版)

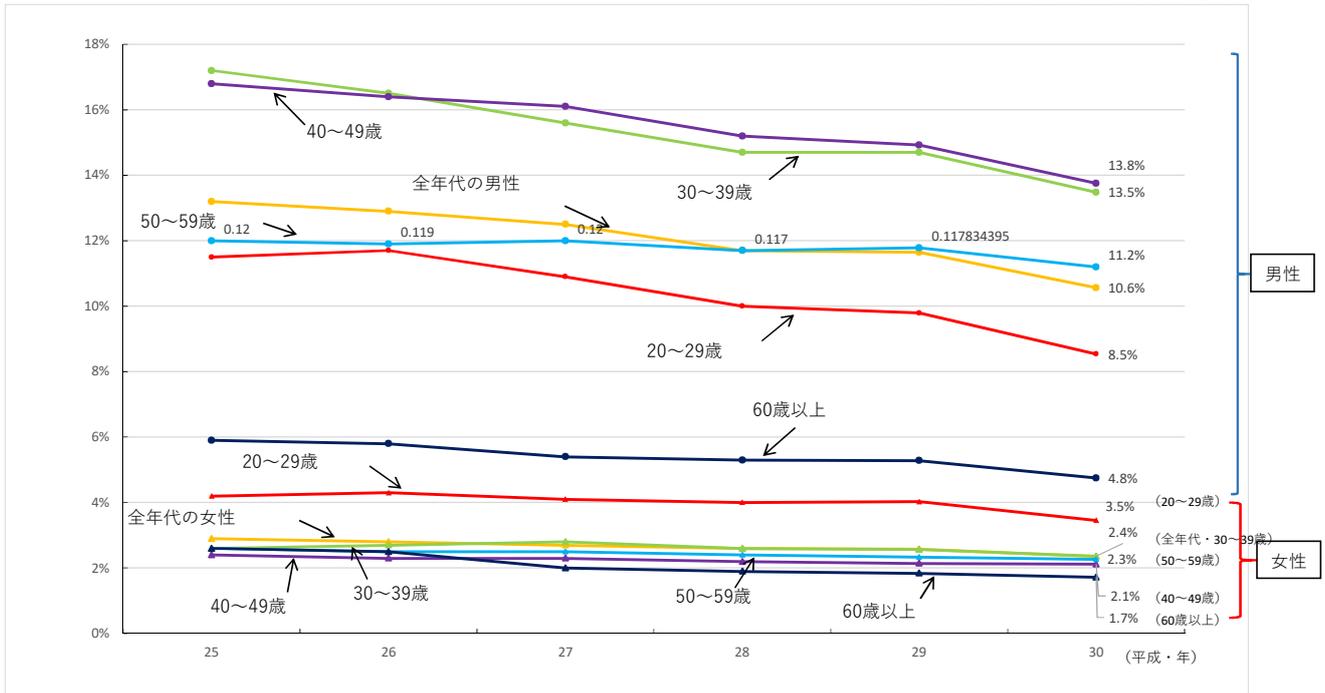


(資料出所) 総務省「労働力調査」(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)

- (注) 1. 非農林業雇用者について作成したもの  
 2. 就業時間不詳の者がいるため、計100%とならない。  
 3. 括弧内の数字は雇用者数を表しており、単位は万人

### 3. 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（性・年齢層別）

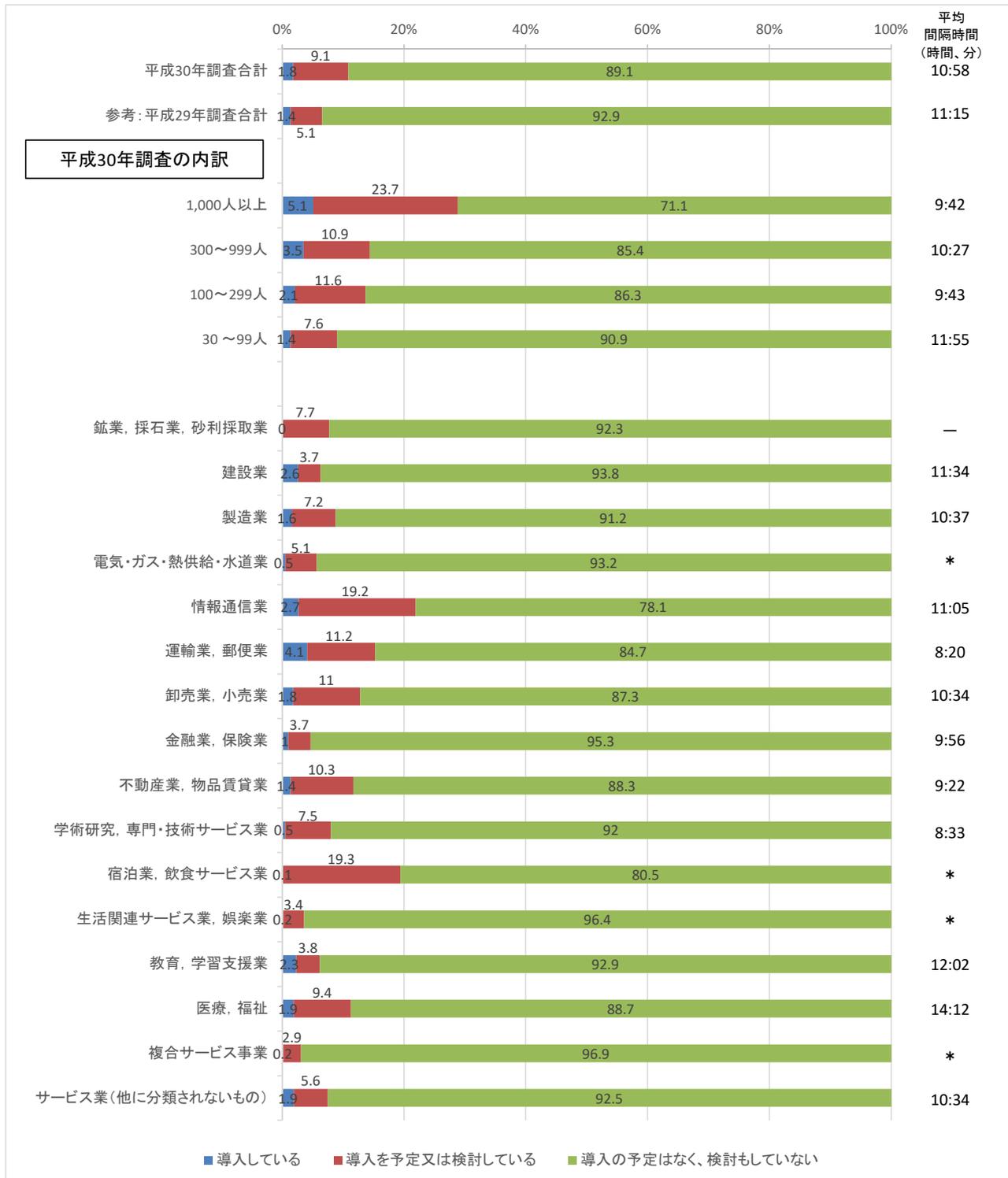
(厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版)



(資料出所) 総務省「労働力調査」  
 (注) 非農林業雇用者について作成したもの

#### 4. 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合

(厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版)



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」

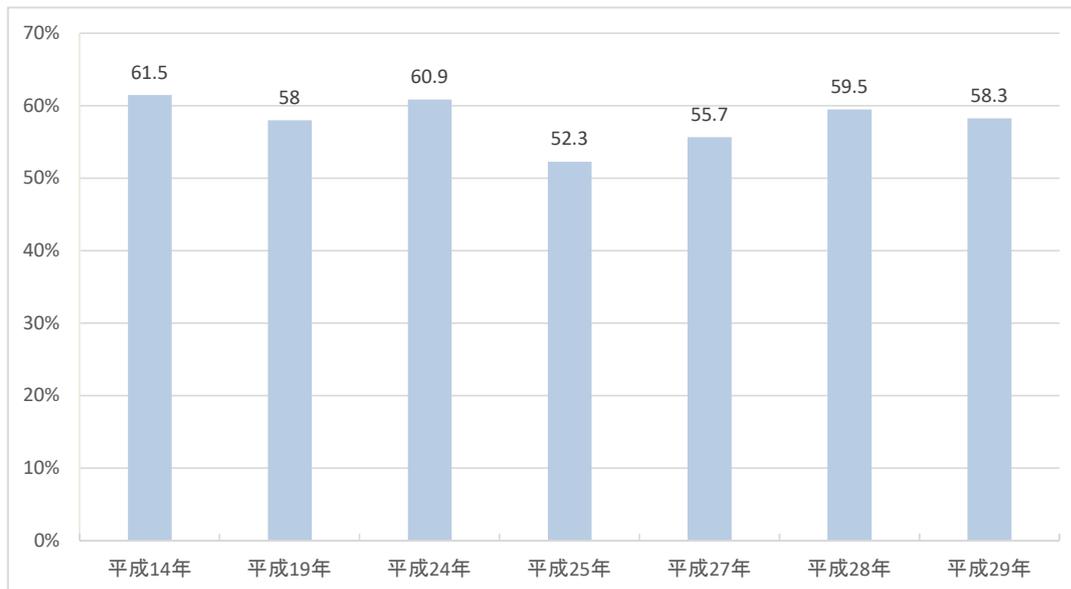
(注) 1. 平成30年1月1日時点の状況を示している。

2. 調査対象: 「常用労働者が30人以上の民営企業(複合サービス事業を含む)」

3. 数値は「不明」を含まないため、合計が100%にならない場合がある。

## 5. 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合

(厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版)



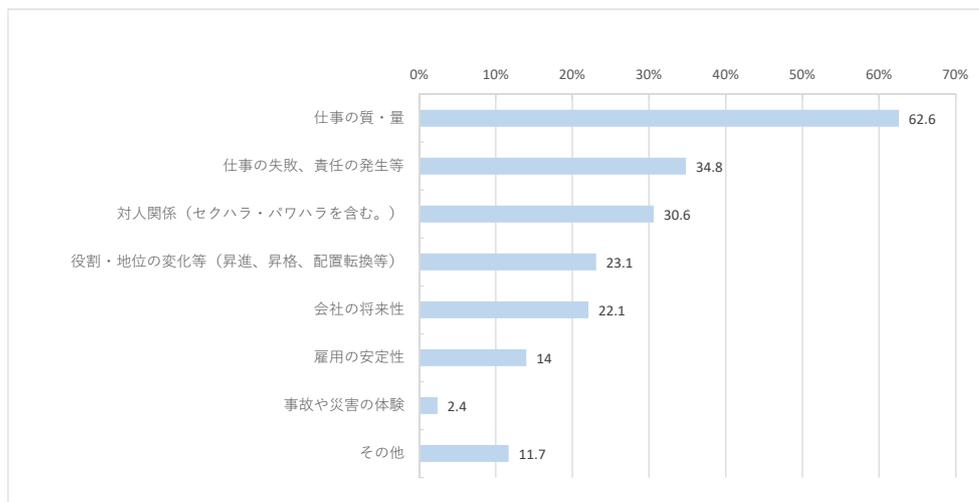
(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」

ただし、平成14年、19年、24年は厚生労働省「労働者健康状況調査」

(注) 常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象

6. 「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容（平成29年）

（厚生労働省「過労死等防止対策白書」令和元年版）



（資料出所）厚生労働省「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」

- （注）1. 常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象  
2. 主なもの3つ以内の複数回答